

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。）第 13 条、福井大学学則（平成 16 年福大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 55 条第 3 項及び福井大学大学院学則（平成 16 年福大学則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 39 条第 3 項の規定に基づき、福井大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

2 学士、修士及び博士の学位には、次の表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

学 位	専攻分野の名称	学部，大学院研究科等	
学 士	教育学	教育学部	
	医 学	医 学 部	医学科
	看護学		看護学科
	工 学	工 学 部	
	国際地域	国際地域学部	
修 士	看護学	医学系研究科	
	工 学	工学研究科（博士前期課程）	
博 士	医 学	医学系研究科	
	工 学	工学研究科（博士後期課程）	

3 国際地域マネジメント修士（専門職）は、大学院国際地域マネジメント研究科（専門職大学院の課程）を修了した者に授与する学位とし、教職修士（専門職）は、大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（教職大学院の課程）を修了した者に授与する学位とする。

(学位授与の要件等)

第 3 条 学士の学位は、本学学部の卒業を認定した者に授与する。

2 修士、博士、国際地域マネジメント修士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位は、学則及び大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与

する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出して、当該研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同程度以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3条の2 学位は、学長が授与する。

2 学長は、学位の授与について決定を行うに当たり当該学部又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴くものとする。

第2章 修士の学位

（修士論文の提出）

第4条 修士の学位を受けようとする者は、修士論文審査申請書に修士論文その他必要な書類（大学院学則第36条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）を添えて、当該研究科指定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

（修士論文）

第5条 修士論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会は、その他の資料の提出を求めることができる。

3 提出された修士論文等は、返還しない。

（審査及び最終試験の付託）

第6条 研究科長は、修士論文を受理したときは、修士論文の審査及び最終試験を教授会に付託する。

（審査委員会）

第7条 教授会は、前条の規定により審査を付託されたときは、修士論文1編ごとに審査委員会を設置し、当該研究科所属の教授又は准教授のうちから2名以上の審査委員を選出し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 教授会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

（最終試験）

第8条 最終試験は、本学大学院において所定の単位を修得し、学位の授与を申請した者に対し、修士論文を中心とした関連分野について、筆答試問又は口頭試問により行う。

（審査期間）

第9条 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

（審査終了の報告）

第10条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の議決)

第11条 教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決は、構成員(海外出張中、休職中及び教授会がやむを得ない事由があると認めた者を除く。以下同じ。)の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与に関する意見等)

第12条 教授会は、議決の結果及び学位の授与に関する意見を研究科長に報告する。

2 研究科長は、前項の報告を教授会の意見として学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条第2項に規定する報告による教授会の意見を聴き、学位の授与について決定を行い、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

第3章 博士の学位

(博士論文の提出)

第14条 博士の学位を受けようとする者は、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、博士論文内容の要旨及び履歴書その他必要書類を添えて、当該研究科指定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

2 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、博士論文審査願に博士論文、論文目録、博士論文内容の要旨、履歴書、その他必要な書類及び学位論文審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に申請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者(以下「単位修得退学者」という。)が、退学後1年以内に申請を行う場合には、学位論文審査手数料を免除することができる。

(博士論文)

第15条 博士論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会は、その他の資料の提出を求めることができる。

3 提出された博士論文等及び学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位審査の付託)

第16条 学長は、第14条第2項の規定により、博士論文審査願を受理したときは、研究科長に学位授与の可否について、審査を付託する。

(審査及び最終試験又は学力の確認の付託)

第17条 研究科長は、博士論文等を受理又は前条の規定により審査を付託されたときは、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を教授会に付託する。

(審査委員会)

第18条 教授会は、前条の規定により審査を付託されたときは、博士論文1編ごとに審査委員会を設置し、当該研究科所属の教授又は准教授のうちから3名以上の審

査委員を選出し、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。

2 教授会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

(最終試験又は学力の確認)

第19条 最終試験は、本学大学院において所定の単位を修得し、学位の授与を申請した者に対し、博士論文を中心とした関連分野について、筆答試験又は口頭試験により行う。

2 学力の確認は、第14条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対し、外国語、専攻学術全般及び博士論文を中心とした関連分野について、筆答試験又は口頭試験により行う。

3 前項の規定にかかわらず、単位修得退学者が退学後3年以内に学位の授与を申請した場合には、学力の確認(学位論文等を中心とした関連分野については除く。)を免除することができる。

(審査期間)

第20条 審査委員会は、博士論文を受理した日から6か月以内に、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了するものとする。ただし、特別の事由が生じ、教授会が了承した場合は、その期間をさらに6か月以内に限り延長することができる。

(審査終了の報告)

第21条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の議決)

第22条 教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分に2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与に関する意見等)

第23条 教授会は、議決の結果及び学位の授与に関する意見を研究科長に報告する。

2 前項の報告には、博士論文、博士論文内容の要旨、博士論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果を含むものとする。

3 研究科長は、第1項の報告を教授会の意見として学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第24条 学長は、前条第3項に規定する報告による教授会の意見を聴き、学位の授与について決定を行い、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(博士論文内容の要旨等公表)

第25条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その博士論文内容の要旨及び博士論文の審査の結果の要旨をインタ

ーネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第26条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に「福井大学審査学位論文」と明記し、公表する。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(公表の方法)

第26条の2 前二条の規定による公表は、原則として福井大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第27条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3か月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

第3章の2 修士(専門職)の学位

(教授会の議決)

第27条の2 教授会は、専門職大学院の課程の修了要件として定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修を終えた者について、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与に関する意見等)

第27条の3 教授会は、議決の結果及び学位の授与に関する意見を研究科長に報告する。

2 研究科長は、前項の報告を教授会の意見として学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第27条の4 学長は、前条第2項に規定する報告による教授会の意見を聴き、学位の授与について決定を行い、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

第3章の3 教職修士(専門職)の学位

(教授会の議決)

第27条の5 教授会は、教職大学院の課程の修了要件として定める45単位以上を修得した者について、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成が

なければならない。

(学位の授与に関する意見等)

第27条の6 教授会は、議決の結果及び学位の授与に関する意見を研究科長に報告する。

2 研究科長は、前項の報告を教授会の意見として学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第27条の7 学長は、前条第2項に規定する報告による教授会の意見を聴き、学位の授与について決定を行い、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

第4章 雑則

(学位の名称)

第28条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福井大学」の文字を付記するものとする。

(学位の取消)

第29条 学長は学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 学長は、前項の規定により学位の取り消しを決定するに当たり当該教授会の意見を聴くものとする。

3 教授会が、前項の規定による意見に係る議決をなす場合には、第11条第2項、第22条第2項、第27条の2第2項又は第27条の5第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第30条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)の廃止に伴い本学に在学することとなった学生(平成16年4月1日入学者を除く。)に授与する学位記の様式は、第30条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則(平成18年3月30日福大規程第30号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月6日福大規程第82号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日福大規程第86号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日福大規程第15号)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育地域科学部地域文化課程及び地域社会課程の卒業を認定した者に授与する学位及び付記する専攻分野の名称は、この規程による改正後の福井大学学位規程第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 3 日福大規程第 32 号）

- 1 この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学位規程（以下「新学位規程」という。）第 25 条の規定は，平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 26 条の規定は，平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与された者について適用し，同日前に博士の学位を授与された者については，なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 4 日福大規程第 56 号）

この規程は，平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日福大規程第 3 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日福大規程第 15 号）

- 1 この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育地域科学部の卒業を認定した者に授与する学位及び付記する専攻分野の名称は，この規程による改正後の福井大学学位規程第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 7 日福大規程第 77 号）

この規程は，平成 28 年 6 月 7 日から施行し，改正後の福井大学学位規程の規定は，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日福大規程第 4 号）


- 1 この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福井大学学位規程の施行前に教育学研究科教職開発専攻に在学していた学生に授与する学位は，この規程による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日福大規程第 7 号）

- 1 この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院教育学研究科修士課程の修了を認定した者に授与する学位及び付記する専攻分野の名称は，この規程による改正後の福井大学学位規程第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表

学士の学位記（和文）

		第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日生	
課程			
本学〇〇学部〇〇 所定の課程を修めて卒業したこと			
学科			
を認め学士（〇〇）の学位を授与する			
(元号) 年 月 日			
福井大学長		○ ○ ○ ○	 学長印

University of Fukui

on the recommendation of the faculty
hereby confers upon

Name

Date of Birth:

the degree of

Bachelor of ○○○○

in recognition of the fulfillment of the requirements
for the (*)

Major: ○○○○ (*)

at the School of ○○.

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○,
○○○○



(Official Seal)


(Signature)

○○○○○○

President, University of Fukui

注 医学部及び国際地域学部については（※）を削除するものとする。

修士の学位記（和文）

		○修第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日	生
博士前期			
本学大学院○○研究科○○専攻の		課程において	
修 士			
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した ので修士（○○）の学位を授与する			
(元号) 年 月 日			
福井大学長		○ ○ ○ ○	 学長印

注 学位番号には、当該研究科名の首字を付するものとする。

University of Fukui

on the recommendation of the faculty

hereby confers upon

Name

Date of Birth:

the degree of

Master of ○○○○

in recognition of the fulfillment of the requirements

and successful completion of a thesis

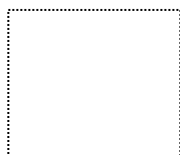
for the (※)

Major: ○○○○ (※)

at the Graduate School of ○○.

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○○○,

○○○○



(Official Seal)


(Signature)

○○○○○○

President, University of Fukui

注 医学系研究科については (※) を削除するものとする。

博士の学位記（和文）

		○博甲第	号
学	位	記	
		氏	名
		年	月 日生
		博士課程	
本学大学院○○研究科○○専攻の		において	
		博士後期課程	
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した たので博士（○○）の学位を授与する			
（元号） 年 月 日			
福井大学長		○ ○ ○ ○	 学長印

注 学位番号には、当該研究科名の首字を付するものとする。

University of Fukui

on the recommendation of the faculty
hereby confers upon

Name

Date of Birth:

the degree of

Doctor of ○○○○

in recognition of the fulfillment of the requirements
and successful completion of a dissertation

for the (※)

Major: ○○○○ (※)

at the Graduate School of ○○.

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○○○,
○○○○



(Official Seal)

(Signature)

○○○○○○

President, University of Fukui

注 医学系研究科については (※) を削除するものとする。

博士の学位記【学位論文提出による場合】（和文）

				○博乙第	号
学	位	記			
				氏	名
				年	月 日生
本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した					
ので博士（○○）の学位を授与する					
（元号） 年 月 日					
				○ ○ ○ ○	
				学長印	

注 学位番号には、当該研究科名の首字を付するものとする。

University of Fukui

on the recommendation of the faculty
hereby confers upon

Name

Date of Birth:

the degree of

Doctor of ○○○○

in recognition of
the successful completion of a dissertation
at the Graduate School of ○○.

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○○○,
○○○○




(Official Seal)

(Signature)

○○○○○○

President, University of Fukui

修士（専門職）の学位記（和文）

		国修專第	号
学	位	記	
	氏	名	
	年	月	日生
<p>本学大学院国際地域マネジメント研究科国際地域マネジメント 専攻の専門職大学院の課程を修了したので国際地域マネジメント 修士（専門職）の学位を授与する</p>			
<p>（元号） 年 月 日</p>			
福井大学長		○ ○ ○	 学長印

University of Fukui

on the recommendation of the faculty
hereby confers upon

Name

Date of Birth:
the degree of

Master of Global and Community Management

in recognition of the fulfillment of the requirements
for the
major in the Global and Community Management
at the Professional Graduate School
of Global and Community Management,
University of Fukui.

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○○○,
○○○○



(Official Seal)

(Signature)

○○○○○○○

President, University of Fukui

教職修士（専門職）の学位記（和文）

教職修専第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合
教職開発研究科教職開発専攻の教職大学院の課程を修了した
ので教職修士（専門職）の学位を授与する

(元号) 年 月 日

福井大学長 ○ ○ ○ ○

学長印

Degree No: ○○

University of Fukui

on the recommendation of the faculty
hereby confers upon

Name

Date of Birth:
the degree of

Master of Education

in recognition of the fulfillment of the requirements
for the
major in the Professional Development of Teachers
at the United Graduate School of Professional Development of Teachers,
University of Fukui,
Nara Women's University and
Gifu Shotoku Gakuen University

Given at Fukui City, Japan, this ○○ day of ○○○○,
○○○○



(Official Seal)

(Signature)

○○○○○○

President, University of Fukui